

令和6年度 第4回 海老名市環境審議会 次第

日時：令和7年2月19日（水）10時00分

場所：702 会議室

1 開会

2 市長あいさつ

3 会長あいさつ

4 議事

（1）〔諮問事項〕 環境基本計画等見直しについて （資料1）

（2）〔報告事項〕 えびな環境白書2024の発行について （資料2）

（3）〔報告事項〕 海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する規則の改正について （資料3）

（4）〔報告事項〕 海老名市土地の埋立て等の規制に関する条例等の廃止について（資料4）

5 その他

6 閉会

環境基本計画等見直しについて

1 審議会からのご意見をもとに素案作成

令和6年第3回環境審議会においていただいたご意見をもとに、見直し素案を作成しました。

○骨子案からの変更点

・気候変動適応計画としての位置付け

気候変動適応計画は、市域における自然的、経済的、社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策を推進するための計画であり、気候変動適応法第12条において市町村による策定が努力義務となっています。

地球温暖化対策という観点からの見直し作業にあわせて、これに該当する記述を内包し、同計画として位置付ける案としました。

2 パブリックコメントの実施と計画案への反映（資料2－1）

パブリックコメントを実施し、いただいたご意見について、市の対応と見解をまとめました。

- ・実施期間：令和6年12月2日（月）から令和7年1月6日（月）まで
- ・意見の件数：17名より51件
- ・受付方法：窓口、郵送、FAX、お問い合わせメール、LINE

3 最終案（別添のとおり）

審議会からのご意見、パブリックコメントでいただいたご意見、さらには庁内各課による内容確認作業を経て、最終案を作成しました。

4 答申（案）について

令和6年第3回及び今回いただいたご意見をもとに答申案を作成します。

答申案の作成に当たっては、ご意見をいただいた委員にも必要に応じて確認させていただきます。

5 今後のスケジュール

3月 庁議（計画の見直し）

議会へ報告

施行

環境関連計画見直しに関するパブリックコメント実施結果

1 結果の概要

実施期間：令和6年12月2日（月）から令和7年1月6日（月）まで

意見提出者数 17 名

意見件数 51 件

2 ご意見及びご意見に対する考え方

N0.	いただいたご意見（要約）	ご意見に対する考え方
1	緑を沢山植えて木陰で人々が休めて集える場所を作ってほしい。植樹を募集したりして市民も参加できるまちづくり計画をお願いします。	緑地の保全については重要であるととらえており、基本施策 19 の中に位置付けております。なお市役所周辺に限らず、一定規模以上の開発事業の際は、緑地の確保を事業者要望し、良好な環境整備を働きかけております。植樹の募集など市民参加のまちづくりのご提案については、今後の施策の参考とさせていただきます。
2	環境基本計画にグリーンインフラを加えて進めてほしい。海老名市内に数箇所まずは市役所から持続可能で魅力のある地域づくりを進めてほしい。	良好な都市環境の形成については、基本施策 13 に位置付けております。これまでのまちづくりにおいても、既存の自然環境が有する多様な機能を活用することは重要と考えてきました。これについてグリーンインフラという名称を使用するかに関わらず、今後も自然環境と調和したまちづくりを進めてまいります。
	放棄水田を湿地再生地域にする、あるいは田んぼダムに活用するのはどうか。	ご指摘のとおり、水田は農業のほか、景観、防災、生物多様性などの多面的な機能を有しております。現在のところ耕作放棄となっている水田はほとんどありませんが、今後の施策の参考とさせていただきます。

	シェアサイクルがなく利用できないことがあった。自転車利用推進のため、駐輪場の料金引き下げや駐輪場施設を充実させてほしい。（雨に濡れないよう厚木市の様な駐輪場など）	歩行者・自転車通行に配慮した道路交通網の整備は重要であると考えており、基本施策14に位置付けております。駐輪場の整備については、海老名市個別施設計画（その他施設（自転車等駐車場））において定めておりますので、環境基本計画には記載いたしません。 シェアサイクルが使用できなかった件については、ご意見を所管課へ連絡させていただきます。
	議会に陳情もあったように、海老名市内公共施設の電力を、再生エネルギー電力会社からの購入に切り替えると明記して実行してほしい。	117 ページに再生可能エネルギー利用の導入の検討を取組の例として明記しております。この導入には、ご提案いただいている再生可能エネルギー電力契約によるソフト的な対応も選択肢として含んでおります。各施設ごとの事情や、電気料金、事業者の安定性などを考慮しながら検討してまいります。
	公共施設の電力を再生可能エネルギーに切り替えることを計画に書いて、実行してほしい。	119 ページに再生可能エネルギー利用の導入について取組の例として明記しております。施設の耐荷重や個々の更新計画があるため、具体的な目標の設定は困難であると判断しました。
	相模川の清掃活動をファミリー層も参加できるような事業を計画してほしい。	ファミリー層や子どもに対する環境啓発が重要であると考えており、昨年度も家族も対象としたグループ参加可能な啓発イベントを実施したところです。清掃活動に限らず、今後も様々なイベント実施を検討してまいります。

近年市内の森林、田んぼ、畑が減少しているように感じる。海老名の自然を守る具体的な政策をぜひ実現してほしい。	農地の保全、緑地の保全は、それぞれ基本施策 1 6 及び 1 9 に位置付けております。農地・森林については、土地所有者の意向もあって減少が続いています。できる限り農地・森林が保全できるよう、方策を検討してまいります。
最近の夏の暑さは危機的な事態になっている。 小中学校等の施設に太陽光パネルと蓄電池を設置し、災害時に停電で避難した方々が困らないようにしてほしい。	公共施設における太陽光設備導入については、基本施策の 2 及び 119 ページに位置付けております。118 ページの新規供用施設における記述の部分で、学校施設についての記載を検討します。
相模川のプラゴミなどの清掃作業が必要。ファミリー層も参加できるような清掃事業を計画し広く市民に呼びかけて実施してほしい。	相模川の河川敷清掃につきましては、河川管理者であるの神奈川県が主体となるべきと考えますが、市民に身近な河川に対して市でできることについて研究してまいります。
市内の田んぼに、ナガエツルノゲイトウという植物が繁殖している。ナガエツルノゲイトウは相模川の海老名市側の河川敷にも繁殖しているので、相模川を通じて相模湾にも影響が及びます。市内の農家や農協に対策を求め、環境基本計画にも反映してほしい、	ナガエツルノゲイトウのほか、オオキンケイギクなどの外来植物についての情報が多く寄せられています。外来生物対策の項目に、外来植物対策についても含まれることの明記を検討します。
小学中学校の校舎と屋上に太陽光パネルと蓄電池を設置してほしい。そしてそれを第 3 次環境基本計画に反映してほしい。	公共施設における太陽光設備導入については、基本施策の 2 及び 119 ページに位置付けております。118 ページの新規供用施設における記述の部分で、学校施設についての記載を検討します。
公共施設に太陽光発電のパネル設置と蓄電池の設置をしてほしい。避難所開設にも役立つと思います。第三次基本計画に入れてほしい。	公共施設における太陽光設備導入については、基本施策の 2 及び 119 ページに位置付けております。

海老名市内の小中学校において太陽光発電設備と蓄電池の導入を環境基本計画に入れてほしい	公共施設における太陽光設備導入については、基本施策の 2 及び 119 ページに位置付けております。118 ページの新規供用施設における記述の部分で、学校施設についての記述を検討します。
駅前の開発が進む中で緑が減ってきてしまっているのを、植樹をしてほしい。年間何本植える等具体的に書いてほしい。	緑地の保全については重要であるにとらえており、基本施策 19 の中に位置付けております。現時点で植樹の計画がないため、計画書に記載することはできませんが、今後の施策の参考とさせていただきます。
小中校の太陽光パネル。蓄電池設置をしてほしい。	公共施設における太陽光設備導入については、基本施策の 2 及び 119 ページに位置付けております。118 ページの新規供用施設における記述の部分で、学校施設についても記述しました、
子ども達の為に緑の多い公園を増やしてほしい。	今回の見直し作業において、新たに「基幹公園数及び面積」を新たに目標に加えております。目標達成に向けて取り組んでまいります。
道路以外にも、相模川の河川敷も市が主導で定期的に清掃活動をしてほしい。	県道や相模川の河川敷清掃につきましては、管理者である神奈川県が主体となるべきと考えますが、相模川については市民に身近な架線として、市でできることについて研究してまいります。
公共施設において再生可能エネルギー電力への切り替えもしますと優先施策に入れてほしい。	温暖化対策の各取り組みの優先順位については、97 ページから 98 ページにかけてお示ししているとおり、導入に時間がかかるもの、早期に着手することで波及効果が見込めるものなどから着手するという考えで進めてまいります。 再エネ電力への切り替えは、日本全体で再エネ電力の比率が高まるような技術革新が待たれるところであり、優先施策としての順位を高くしておりませんのでご理解いただきたいと存じます。

海老名市の市役所、及び公共施設など再生可能エネルギー電力の切り替えをお願いいたします。	117 ページに再生可能エネルギー利用の導入の検討を取組の例として明記しております。この導入には、ご提案いただいている再生可能エネルギー電力契約によるソフト的な対応も選択肢として含んでおります。各施設の事情や、電気料金、事業者の安定性などを考慮しながら検討してまいります。
公共施設の電力の切り替えをしてくださると聞きました。 早く再生可能エネルギーを導入してほしい。	117 ページに再生可能エネルギー利用の導入の検討を取組の例として明記しております。この導入には、ご提案いただいている再生可能エネルギー電力契約によるソフト的な対応も選択肢として含んでおります。各施設の事情や、電気料金、事業者の安定性などを考慮しながら検討してまいります。
小中学校等の公共施設の電力供給を ソーラーシステムに切り替えてほしい。	公共施設における太陽光設備導入については、基本施策の2及び119ページに位置付けております。118 ページの新規供用施設における記述の部分で、学校施設についても記述しました。
海老名市の耕作放棄地に太陽光発電パネルを設置して大豆などを育てれば、地球温暖化対策に一石二鳥になると思います。	農地の上に架台をかけて太陽光発電を行う方式は、日影が生じるため作物が限定されること、農作業に影響を及ぼすこと、強風による倒壊が懸念されることなど、課題も少なくないことから、現時点で計画に位置付けることは難しいと考えました。今後の技術革新に期待し、情報収集に努めてまいります。
市は家庭ゴミの一部有料化を実施したことで、プラスチックゴミなどの削減が以前より進んだようです。 その成果を市民に知らせ、さらにゴミの削減が進むように、環境啓発や環境教育に力を入れて頂きたいと思います。	今回の見直し作業において、新たに「分別に関する啓発・見学回数」を目標として定めております。目標達成に向けて取り組んでまいります。

SDGs や地球温暖化の内容の講演会を年間数回やるなど計画に盛り込んでほしい。	脱炭素や SDGs の目標に向けては、市民・事業者の皆様による取り組みが欠かせないことから、啓発を行うことは大変重要であると考えております。環境への意識づくりについては基本施策 2-1 において網羅しており、こうした講座等への参加者数を目標に取り組んでまいります。
議会で、市内の小学校で実のなる木を植え、栗の木を子どもたちが拾い分けられたという話があった。 物価高で貧困している方のために、市が実のなる木を植え、市民は取っても良いということにすれば皆が幸せである。実のなる木を年に数本でも植える等の計画を入れてほしい。	市の施設等における果樹の植樹については、維持管理や病害虫被害の観点から課題が多いと考えます。
海老名市でも、プラスチックの使用量が減らせれば回収や焼却などの負担減にもつながる。使い捨てプラスチックの抑制をするなど、市でも何が出来るか先進的な取り組みをしてほしい。	ごみ減量化・資源化に向けた取組の推進は、基本施策 4 において網羅しております。プラスチックごみの削減についても、マイバッグ持参などの例を示しつつ明記しており、引き続き削減に取り組んでまいります。
海老名市の公共施設の電気を再生可能エネルギー電力に切り替えをすることも計画に入れてほしい。	117 ページに再生可能エネルギー利用の導入の検討を取組の例として明記しております。この導入には、ご提案いただいている再生可能エネルギー電力契約によるソフト的な対応も選択肢として含んでおります。各施設ごとの事情や、電気料金、事業者の安定性などを考慮しながら検討してまいります。

	海老名市でも環境市民会議を市が主体でやってほしい。	気候市民会議は、県内でも事例が出てきており、市でも情報収集を進めております。しかしながら脱炭素に向けた取組は、ある程度広域で検討することがふさわしいと考えていることから、各自治体で個別に気候市民会議を行うことについては疑問が残るため。現時点で計画への記載は行いませんが、他の手法を含めて市民の皆さんと一緒に環境問題を考えていく方法について、引き続き研究してまいります。
	この環境基本計画を読んだところ、令和2年度と変わらないことが多い。市民に説明会を開く場所を設けてほしい。	今回は10年計画の中間見直しであり、特に脱炭素分野を中心にした部分修正にとどめているため、変更されていない場所もあります。説明会を開催する予定はありませんので、ご質問等ありましたら個別に環境政策課までお問い合わせいただければ、対応させていただきます。
	海老名市の人口の増加により事業系ゴミは増加傾向である。P56に事業系ゴミへの環境配慮指針はどれも不十分で事業系ゴミが減少してする決め手になる項目とは思えない。もっと具体的な方策を考えてほしい。 また、P54の一人1日あたりのゴミの排出量について目標が現状維持となっている。目標値は大きく減らすべきである。	ご指摘のとおり、令和3年に本計画が当初策定されて以降、一般廃棄物処理基本計画の見直しによって目標値が570g（2027）に修正されておりますので、本計画の目標値も同様に修正します。
	海老名市では開発の為、温泉施設を掘っていると聞いたので地熱発電を市として先進的な取組を進めてほしい。	令和5年度に、市内における再生可能エネルギーのポテンシャル（可能性）調査を実施したところ、地熱発電については「ポテンシャルなし」という結果になっていることから、計画に位置付けは行いません。

	地域の景観が重要されて来なかったと書かれていて驚いた。海老名の文化や自然緑地を残してほしい。 ゼロカーボンシティ宣言を生かし速く全市民が環境対策に迎えるよう具体的行動目標を示してほしい。	緑地の保全については基本施策6、文化（歴史遺産）の保全については基本施策20で、それぞれ記載しております。 ご指摘をいただいた部分は、景観条例策定前の状況について記述したのですが、誤解を招く可能性があるため、記述を一部修正します。 脱炭素分野に限らず、環境基本計画の目標達成に向けた市民の皆様 の行動目標は、各基本施策の「市民の環境配慮指針」として定めております。
	P74の環境への関心度について、目標値が低すぎるので見直してほしい。 環境に対して関心のない方やお子さんがこの文書を読む事とはとても難しいと感じる。市民への勉強会や、講座などの対面での場をもっと開いてほしい。 今年度海老名市議会で議員さんから提案のあった「くじ引き民主主義」の考え方で、ランダムに選出した市民を勉強会や対話会に招待して、関心のない方々にもアプローチしていくなど、積極的な働きかけをしてほしい。	より積極的な取り組みを行うため、目標指標を見直します。 また、多くの方に手に取って見ていただけるよう、より親しみやすい概要版の作成を検討しております。 また、子どもに対しては、行政の作成する計画書ではなく、環境教育を通じて別の角度から周知を図ってまいりたいと考えております。 くじ引き民主主義については、今後研究してまいりますが、これ以外の方法を含め、市民の方への啓発に取り組んでまいります。
	自然緑地保全区域面積、樹木数や緑化に関する情報の発信回数 が目標からなくなったのはなぜか。発信ももっとしてほしいです し、植樹もしてほしい。	自然緑地保全区域や自然緑地保存樹木数については、所有者の意向で指定解除されることが多く、市の取組みで指定数を維持することができないことから、目標として定めることがふさわしくないと考え、削除し、市の取組みが結果に反映される、新たな目標を設定しました。

PFAS について、河川だけではなく座間に近隣している井戸水を使用している地域を調査し、安全かどうか確認し、情報公開をしてほしい。	近隣市で暫定基準値を超える PFAS が検出された河川・井戸があった時、河川については下流、地下水については半径 500m 以内にある湧水について調査をしており、いずれも暫定目標値以内の数値でした。井戸水についても調査していることを記述し、検査結果の表を追加します。
学校と連携した環境学習をしてほしい。 環境活動への支援もしてほしい。 環境活動家の方の公演も年何回と定めて市がやって欲しい。	環境教育・啓発については、学校における生徒・児童に対する授業など、講演会以外の方法も考えられるため、回数ではなく延べ人数を目標として取り組む考えです。
海老名市の公共施設の電力を再生可能エネルギー電力会社に切り替えるのは何年度になるのか計画に明記してほしい。	各施設へ聞き取りを行いました、施設ごとに様々な事情があるため、一律で目標年度を設定することはできませんでした。
海老名市ゼロカーボンシティ実現にむけた施策提案について、具体的に何年に何個設置しますと明記してほしい。	97 ページに記載する優先順位に従って施策を決定し、取り組んでまいります。
環境に対する関心度だけでなく、温暖化対策や生態系保護など環境保護のために取り組んでいるか否かも調査してほしい。 また具体的に市民がどのような取り組みをすればいいのか広くつたわるようにしてほしい。	今回は中間見直しのため市民アンケートは実施しませんが、アンケートを実施する際には、アンケート項目を決定する際の参考とさせていただきます。 脱炭素分野に限らず、環境基本計画の目標達成に向けた市民の皆様への行動目標は、各基本施策の「市民の環境配慮指針」として定めております。
74 ページの環境への市民の関心度の目標値が 48.0%では低い。また、環境への関心度の意識をもつより地球温暖化を緩和するために取り組んでいる市民の割合を目標に増やしてほしい。	今回は中間見直しであり、目標指標の項目は変更しない考えです、数値については、より積極的な取り組みを行うため、目標指標を修正します。

	環境基本計画、地球温暖化実行計画に再生可能エネルギー導入量の目標値、ZEHの導入目標値、ソーラーカーポートの導入目標値、蓄電池の導入目標値などを計画の指標として記載してほしい。	97～98 ページに記載しているとおり、施策の決定においては長期的視点のもと優先順位を定めてまいりたいと考えております。特に太陽光発電については、費用対効果や安定性、廃棄といった問題も残るため、今後の技術革新に期待し、現時点では個人向け太陽光発電設備のみの目標設定にとどめたいと考えております。
	昨年厚木でも行われた「気候市民会議」の開催の検討をして頂けると、市民と共に環境問題を考える機会が増えたと期待する。	厚木市で行われた気候市民会議では、前身となる市民団体の積極的な活動により、市とともに立ち上げた経緯があると伺っており、海老名市で同様の取組みを行うことは、現状では困難であると考えているため、計画に位置付けませんが、他の手法を含めて市民の皆さんと一緒に環境問題を考えていく方法について、引き続き研究してまいります。

地球温暖化対策実行計画（区域施策編）、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）、海老名市気候変動適応計画を追加して、2050年ゼロカーボンの実現に向けて各々の施策について詳述することは、施策の推進に繋がり良いと考える。 12ページ「1.4 計画の位置づけの体系図」にゼロカーボンに向けてのコミットメントである「海老名市ゼロカーボンシティ宣言」の文言が含まれていないので、その文言を追加するべきである。 46ページ思索の方針 1-1 地球温暖化の推進を通して豊かで安全・安心な暮らしを実現します「個別指標」に「市の事務事業における温室効果ガス排出量」がなくなっているが、従来通り残すべきである。 50ページ施策の方針 1-2 循環型社会を形成します②「個別指標」に「事業系ごみ排出量」、「市庁舎におけるごみ排出量」、「生ごみ処理機の普及率」が無くなっているが従来通り残すべきである。	中間見直しに伴う各計画の一体化についてご理解いただきありがとうございます。 海老名市ゼロカーボンシティ宣言は、市の計画を定めたものではなく、他の計画類と趣旨が異なるために記載しておりませんでした。市の脱炭素に向けた姿勢を打ち出した重要な事項であると考え、関連計画等の一つとして記載します。 市の事務事業における排出量は、令和元年のデータで市域全体の排出量の1.6%であり、市域全体の排出量に及ぼす影響は少ないと考え、目標から削除しました。なお、当然市の事務事業からの排出量削減は必要であり、第6章として位置付けた海老名市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、取り組んでまいります。ご指摘にある温対法21条の計画は、この第6章部分が該当します。 家庭系の可燃資源ごみ排出量の削減という目標指標に対して、事業系ごみ排出量、市の事務事業からのごみ排出量削減（こちらも事業系ごみ）という個別の目標が直接紐づかないため、項目を削除しましたのでご理解ください。
--	--

100ページ以上の資料だけで短い期間に市民にパブコメを求めるのはいかがなものかと思います。 市民にとってわかりやすい資料とはいえない。 海老名市の人口増加に対して、これ以上のマンションの建築など規制により歯止めをかけることはできないか。林や農地が開発され住宅地・商業地となり、魅力ある緑の多かった海老名はなくなっている。人口が増えればゼロカーボンどころではなくなるのでは。 太陽光パネルは、補助金より、株式会社石垣島未来エネルギーのようなシステムの方が防災にも強くなり良いと思う。 耕作放棄地については、人工林を市で管理して作れないか。電気代のかかるイルミネーションにお金を使うくらいなら、温暖化対策や未来の子供達のための母子家庭や子供食堂の援助に税金は使った方が良いのではないか。 食糧危機が目の前なのに畑や田んぼが減り、人が極端に増えることに危機感を覚える。畑を借りようと思っても近づくに借りにくい。どこの地区でも借りられる畑が自宅の近くにあればいい。 高齢者が畑をすることを考えると歩いて行ける範囲に畑を借りられるシステムがあるといいのでは。 野外焼却行為の環境負荷について、説明する機会や周知活動をお願い。 ゴミの有料化は効果が見えて賛成である。	資料が見にくいというご指摘について、申し訳ありません。今回は中間見直しであるため、特に脱炭素関連を中心に時点修正に止める考えから、本編の大幅な改訂は行いませんでした。今後概要版を作成する予定であり、その際はより市民の方にわかりやすく、具体の取り組みを示せるものを作成したいと考えております。日本全体で人口減少が始まる中、海老名市は人口増加が続く推計となっており、その後に始まる人口減少も見越した政策決定が重要になると考えます。これに際しては、環境面はもちろん、経済、社会といった多方面から総合的な判断が求められます。いただいたご意見については、各所管課へお伝えさせていただきます。
--	---

P63 の個別目標は、2030 年の目標としては、11 年かけて計画の策定のみ、実証運用の検証のみと、期間に対して目標が低い。	63 ページの個別目標については、今回の中間見直しで新たに目標とした項目であり、令和 7 年度以降に取り組みたい事項として定めているものです。このことが分かるよう、現状と目標の年度を追記します。
P74 の目標指標は、関心度だけではなくて、行動している人の人数を増やすことが必要である。	今回は 10 年計画の中間見直しであるため、目標指標の項目については据え置きを前提として、数値のみ見直しを行いました。ご指摘のとおり、市民・事業者の皆様の中で、取り組みを行っている方を増やすことが重要であり、引き続き啓発等に取り組んでまいります。
P53 の生物多様性に関する目標は、多様性の保全に対する直接的な目標になっていない。 公園数、面積が増えることは良いことだが、意識や情報発信にとどまらず、生物多様性の保全に対する直接的な目標が欲しい。(農薬、化学肥料の使用削減など。)	今回は 10 年計画の中間見直しであるため、目標指標の項目については据え置きを前提として、数値のみ見直しを行いました。農地における生物多様性の保全において、農薬類の使用削減が効果的であると認識しておりますが、一方で、使用削減による病害虫の発生など、農地の主目的である農業生産に及ぼす影響についても考慮する必要があり、農地の適正な維持管理という総合的な観点から、現時点で計画には記載しません。
P70 の目標は期間に対して目標値が低い。 景観を損なう開発等の規制を条例として策定するような目標が欲しい。	自然景観への満足度については、今後も人口増加・開発の進行が見込まれる中で、大幅な数値改善は見込めないと考え、現状維持を目標としておりますのでご理解ください。なお、良好な景観形成を目指して市景観条例が定められておりますが、開発の規制という具体的な制限までは規定されておられません。ご意見は所管課へ伝え、今後の施策の参考とさせていただきます。

	P95 の建物の断熱改修ですが、窓のサッシを樹脂製にすることが効果的だと聞いた。樹脂サッシの推奨、補助金などを検討してほしい。	ご指摘のとおり建物の断熱化は、省エネによるエネルギー由来の排出量削減に効果があると考えており、基本施策1に記載しております。市では、既存の住宅リフォーム助成事業に、新たに省エネリフォームを補助対象とする検討を進めております。
	地球規模で進行する環境の悪化を食い止めるためには、行政としての取り組みだけではなく、市民が主体となって取り組み、自分ごととして考えるような意識改革、行動変容が必要である。市民が市の情報発信やセミナーを受動的に受け取るだけではなく、市民が主役となって行う気候市民会議のような取り組みの開催を目標として入れることを検討してほしい。	気候市民会議は、県内でも事例が出てきており、市でも情報収集を進めております。しかしながら脱炭素に向けた取組は、ある程度広域で検討することがふさわしいと考えていることから、各自治体で個別に気候市民会議を行うことについては疑問が残るため。現時点で計画への記載は行いませんが、他の手法を含めて市民の皆さんと一緒に環境問題を考えていく方法について、引き続き研究してまいります。

えびな環境白書 2024 の発行について

「えびな環境白書 2024」は、海老名環境マネジメントシステムの運用状況や同システムに基づく環境評価の実施結果、市内の公害に関する状況など、令和4年度における当市の環境に関する施策・事業の実績と環境関連のデータを以下のような構成で取りまとめたものです。

庁内及び関係機関へ配布するほか、ホームページ等により公開します。

<えびな環境白書 2024 の構成 ※主な内容は別紙参照>

I 環境関連計画

1. 海老名市第三次環境基本計画
2. 海老名市地球温暖化対策実行計画
3. 海老名市ゼロカーボンシティ宣言
4. ゼロカーボンシティ実現に向けた基礎調査

II 海老名環境マネジメントシステムの概要と運用状況

1. 海老名環境マネジメントシステムとは
2. 環境基本計画の推進
3. 地球温暖化対策実行計画の推進
4. 環境法令等の順守
5. 職員への研修

III 海老名の公害に関する報告

1. 環境行政の変遷
2. 公害に関する届出状況
3. 公害・環境に関する市民相談状況
4. 公害・環境に関する調査測定

資料編

令和6年度（令和5年度対象）海老名環境マネジメントシステム環境評価
事業別調書

環境白書 2024 の概要

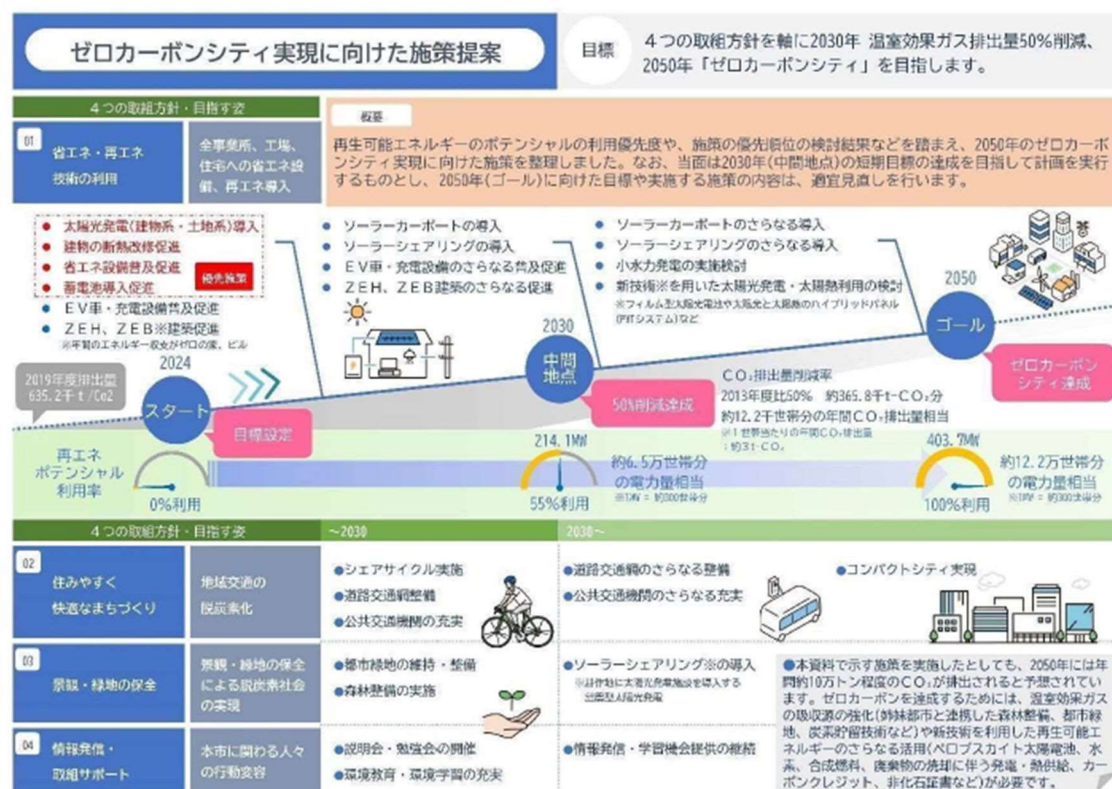
環境白書 2024 では、主に令和 5 年度における当市の環境に関する施策・事業の実績と環境関連データを掲載しており、特記すべき内容は以下のとおりです。

1 環境関連計画

- ・海老名市第三次環境基本計画（P. 2）
- ・海老名市地球温暖化対策実行計画（P. 6）
- ・海老名市ゼロカーボンシティ宣言（P. 7）
- ・ゼロカーボンシティ実現に向けた基礎調査（P. 8）

※温室効果ガス排出量実質ゼロの実現を目指し、その第一歩として基礎調査を行い、温室効果ガス排出量の現状と将来推計等、具体的な施策の提案を行いました。

【調査結果の概要】



2 海老名環境マネジメントシステム（EMS）の概要と運用状況

（１）環境評価〔環境基本計画の推進〕（P. 11）

○担当部課、内部、外部による３段階の環境評価を実施

外部環境評価では、環境基本計画に位置付けられた９つの施策の方針に係る取り組みを対象に評価

⇒９つ中８つの取り組みについて、「概ね計画どおりの環境配慮がされている」以上の評価がされました。

（２）省エネルギー化の推進（公共施設等のエネルギー使用量（CO₂ 排出量））

○市公共施設、公用車の使用等のCO₂排出量の削減（P. 14）

目標： -20.3%	➡	実績：〔未達成〕 -12.5%
------------	---	-----------------

⇒令和４年度にコロナワクチン接種会場として利用し、一部利用を制限していた施設がありましたが、令和５年度に制限が緩和され、従来の利用に戻る傾向がみられました。夏季の平均気温が昨年度より高く、熱中症予防としてエアコンの使用頻度が増加したことにより、エネルギー使用量の増加が見られました。その中でも施設照明のLED 化や空調設備の更新によるエネルギーの効率化により使用量が減少した施設もありました。

（３）ごみゼロ運動の推進（公共施設におけるリサイクル率及びごみの排出量）

○本庁舎等の主要公共施設から排出されるごみのリサイクルの徹底（P. 16）

目標： 97.5%	➡	実績：〔達成〕 8施設中6施設
-----------	---	-----------------

⇒令和５年度は、８施設中６施設で目標とするリサイクル率を達成しました。未達成の２施設については、目標達成に向けたさらなる取り組みが望まれます。

（４）環境法令等の監査〔環境法令等の順守〕

○内部環境監査委員及び外部有資格者による２回の監査を実施（P. 17、18）

⇒２件の不適合事項が指摘され、是正を行いました。

海老名市廃棄物の減量化・資源化・適正処理等
に関する規則の一部改正について（報告）

令和 6 年度中に標記規則の改正を行ったため、以下のとおり報告します。

1 主な改正内容

No.	内容	詳細
(1)	指定収集袋のばら 売りを可能に	市民の利便性向上のため、販売条件を緩和し、1 枚から購入可能に変更。（対応可能店舗のみ）
(2)	指定収集袋減免対 象者への配付枚数 の変更	有料化導入後、一人一日あたりの燃やせるごみ量 が毎年減少しており、世帯人数が増えても単純比 例でごみ量が増加しない傾向にあるため、適正な 配布枚数へ変更。 参考：一人一日あたりの燃やせるごみ量 有料化導入前 406g/日 令和 5 年度実績 325g/日
(3)	様式の押印廃止	国作成の「地方公共団体における押印見直しのマ ニュアル」に基づき、一般廃棄物収集運搬業許可 申請書類の押印欄を削除。
(4)	集積所設置基準の 変更	利用者間における集積所の維持管理のしやすさ や、収集業務の効率を考慮し、集積所設置基準を 変更。

2 改正文及び新旧対照表

別紙のとおり

海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する規則の一部を改正する規則

海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する規則（平成５年規則第９号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項中「き損し」を「毀損し」に改める。

第１８条第１項第３号後段を削る。

第１９条の見出し中「申請」を「申請等」に改め、同条第４項中「指定収集袋の交付をもって行うこととし、世帯人数１人当たり１年度につき１０リットル袋１１０枚に相当する量とする」を「別表第２に定める世帯人数の区分に応じ、それぞれ同表に定める燃やせるごみ及び燃やせないごみの容量に相当する量の指定収集袋の交付をもって行うものとする」に改める。

第２２条を次のように改める。

（集積所の設置等）

第２２条 占有者等は、地域の状況に鑑み清潔の保持に困難が生じない範囲として、４戸以上の敷地を含む一団の区域において、集積所を設置するものとする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

２ 集積所における占有者等を代表する者（以下「代表者」という。）は、集積所を設置し、又は変更しようとする場合は、当該集積所を利用する者（以下「利用者」という。）を集積所設置（変更）申込書（第２６号様式）に記載し、市長に申し込むものとする。

別表を別表第１とし、同表の次に次の１表を加える。

別表第２（第１９条関係）

処理手数料の免除額に相当する指定収集袋の容量

世帯人数	容量（燃やせるごみ）	容量（燃やせないごみ）
------	------------	-------------

1 人	容量600リットル相当	容量25リットル相当
2 人又は 3 人	容量1,200リットル相当	容量50リットル相当
4 人以上	容量2,400リットル相当	容量100リットル相当

第 1 号様式から第 5 号様式までの様式中「㊟」を削る。

第 6 号様式及び第 7 号様式を次のように改める。

第6号様式(第6条関係)

海老名市指令 号

一般廃棄物処理業許可証(収集・運搬)

住 所

氏 名

年 月 日に申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可する。

営業所の所在地及び名称	
取扱廃棄物の種類	
収集・運搬の別	
営業の区域	
営業許可期間	
条 件	

年 月 日

海老名市長

印

(教 示)

(裏)

	申 請 年月日	許 可 年月日	事 項	変 更 内 容	許可印
事業 範囲 の 変 更 記 録					

[illegible]

海老名市指令 号

住所

年 月 日に申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の規定により、次のとおり許可する。

営業所の所在地及び名称	
取扱廃棄物の種類	
処 分 の 方 法	
営 業 の 区 域	
営 業 許 可 期 間	
条 件	

年 月 日

海老名市長

印

(教 示)

(裏)

	申 請 年月日	許 可 年月日	事 項	変 更 内 容	許可印
事業 範囲 の 変 更 記 録					

[illegible]

第 9 号様式中「㊟」を削り、「き損・」を「毀損・」に、「き損し」を「毀損し」に改める。

第 1 0 号様式から第 1 2 号様式までの様式及び第 1 8 号様式中「㊟」を削る。

附 則

この規則中、第 1 8 条第 1 項第 3 号の改正規定は令和 7 年 2 月 1 日から、第 1 9 条第 4 項の改正規定、第 2 2 条の改正規定及び別表を別表第 1 とし、同表の次に 1 表を加える改正規定は同年 4 月 1 日から、その他の規定は公布の日から施行する。

新（改正案）	旧（現行）
海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する規則	海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する規則
第1条～第6条（略）	第1条～第6条（略）
（許可証の再交付）	（許可証の再交付）
第7条 許可業者は、許可証を亡失し、 毀損し 、又は汚損したときは、速やかに、その旨を市長に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。	第7条 許可業者は、許可証を亡失し、 き損し 、又は汚損したときは、速やかに、その旨を市長に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。
2 前項の規定により許可証の再交付を受けようとする者は、許可証再交付申請書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。	2 前項の規定により許可証の再交付を受けようとする者は、許可証再交付申請書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。
第8条～第17条（略）	第8条～第17条（略）
（手数料等の徴収方法）	（手数料等の徴収方法）
第18条 条例第27条の一般廃棄物の処理手数料、条例第28条の産業廃棄物の処分費用及び条例第29条各号に掲げる手数料（以下これらを「手数料等」という。）は、次の各号の定めるところにより徴収する。	第18条 条例第27条の一般廃棄物の処理手数料、条例第28条の産業廃棄物の処分費用及び条例第29条各号に掲げる手数料（以下これらを「手数料等」という。）は、次の各号の定めるところにより徴収する。
（1） 条例別表第1の事業系一般廃棄物の処理手数料、条例第28条の産業廃棄物の処分費用及び条例第29条各号に掲げる手数料の徴収は、市長が別に定める納入通知書により行う。	（1） 条例別表第1の事業系一般廃棄物の処理手数料、条例第28条の産業廃棄物の処分費用及び条例第29条各号に掲げる手数料の徴収は、市長が別に定める納入通知書により行う。
（2） 条例別表第1のし尿（定額制）、し尿（従量制）及び汚水（家庭雑排水）の処理手数料（以下「し尿等処理手数料」という。）の徴収は、市が収集するまでに市長又は市長が地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により当該手数料の収納に関する事務を委託した者に納付し、当該手数料を納付した者に対し、市長が別に定めるし尿等収集シールを交付することにより行う。	（2） 条例別表第1のし尿（定額制）、し尿（従量制）及び汚水（家庭雑排水）の処理手数料（以下「し尿等処理手数料」という。）の徴収は、市が収集するまでに市長又は市長が地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により当該手数料の収納に関する事務を委託した者に納付し、当該手数料を納付した者に対し、市長が別に定めるし尿等収集シールを交付することにより行う。
（3） 条例別表第1の市が、指定収集袋により集積所等に搬出されたものを定期（市長が地区ごとに定めた期日をいう。）に収集、運搬及び処分をするときの処理手数料（以下「指定収集袋の処理手数料」という。）の徴収は、市が収集するまでに市長又は市長が地方自治法第243条の2第1項の規定により当該	（3） 条例別表第1の市が、指定収集袋により集積所等に搬出されたものを定期（市長が地区ごとに定めた期日をいう。）に収集、運搬及び処分をするときの処理手数料（以下「指定収集袋の処理手数料」という。）の徴収は、市が収集するまでに市長又は市長が地方自治法第243条の2第1項の規定により当該

手数料の収納に関する事務を委託した者に納付し、当該手数料を納付した者に対し、指定収集袋を交付することにより行う。

- (4) 条例別表第1の粗大ごみの処理手数料の徴収は、次に掲げるとおりとする。
- ア 市が、粗大ごみを収集、運搬及び処分するとき 市が収集するまでに市長又は市長が地方自治法第243条の2第1項の規定により当該手数料の収納に関する事務を委託した者に納付し、当該手数料を納付した者に対し、市長が別に定める粗大ごみ収集シールを交付することにより行う。
- イ 排出者が、粗大ごみを市長の指定する場所に運搬し、市が処分するとき 排出者が市長の指定する場所に運搬したときに行う。
- 2 手数料等の納付期限は、前項第1号については納入通知書に指定するところにより、同項第2号、第3号及び第4号アについては交付時、同項第4号イについては運搬時とする。
- 3 第1項第2号のし尿等収集シール又は同項第4号アの粗大ごみ収集シールの交付を受けた者は、市が収集するまでに次の各号の定めるところにより当該シールを表示しなければならない。
- (1) し尿等収集シール くみ取り作業場所から見える位置に貼付する。
- (2) 粗大ごみ収集シール 市が収集する粗大ごみに貼付する。
- 4 前3項の規定にかかわらず、手数料及び費用の徴収について、市長が特に他の方法によることが適当と認めるときは、その方法によることができる。
- (手数料の免除の申請等)

第19条 条例第27条第2項の規則で定める事由は、次に掲げるものとする。この場合において、第1号から第7号までの規定による免除は重複して行わない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により生活保護を受けている者が属する世帯が、指定収集袋の処理手数料及び粗大ごみの処理手数料を納付するとき。
- (2) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定により児童扶養手当を受けている者が属する世帯が、指定収集袋の処理手数料を納付するとき。
- (3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に規定する特別児童扶養手当を受けている者が属する世帯が、指定収集袋の処理手数料を納付するとき。

手数料の収納に関する事務を委託した者に納付し、当該手数料を納付した者に対し、指定収集袋を交付することにより行う。この場合において、指定収集袋の交付は、10枚又は5枚を一組として行う。

- (4) 条例別表第1の粗大ごみの処理手数料の徴収は、次に掲げるとおりとする。
- ア 市が、粗大ごみを収集、運搬及び処分するとき 市が収集するまでに市長又は市長が地方自治法第243条の2第1項の規定により当該手数料の収納に関する事務を委託した者に納付し、当該手数料を納付した者に対し、市長が別に定める粗大ごみ収集シールを交付することにより行う。
- イ 排出者が、粗大ごみを市長の指定する場所に運搬し、市が処分するとき 排出者が市長の指定する場所に運搬したときに行う。
- 2 手数料等の納付期限は、前項第1号については納入通知書に指定するところにより、同項第2号、第3号及び第4号アについては交付時、同項第4号イについては運搬時とする。
- 3 第1項第2号のし尿等収集シール又は同項第4号アの粗大ごみ収集シールの交付を受けた者は、市が収集するまでに次の各号の定めるところにより当該シールを表示しなければならない。
- (1) し尿等収集シール くみ取り作業場所から見える位置に貼付する。
- (2) 粗大ごみ収集シール 市が収集する粗大ごみに貼付する。
- 4 前3項の規定にかかわらず、手数料及び費用の徴収について、市長が特に他の方法によることが適当と認めるときは、その方法によることができる。
- (手数料の免除の申請)

第19条 条例第27条第2項の規則で定める事由は、次に掲げるものとする。この場合において、第1号から第7号までの規定による免除は重複して行わない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により生活保護を受けている者が属する世帯が、指定収集袋の処理手数料及び粗大ごみの処理手数料を納付するとき。
- (2) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定により児童扶養手当を受けている者が属する世帯が、指定収集袋の処理手数料を納付するとき。
- (3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に規定する特別児童扶養手当を受けている者が属する世帯が、指定収集袋の処理手数料を納付するとき。

(4) 海老名市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例（平成3年条例第34号）に規定する医療費助成を受けている者が属する世帯が、指定収集袋の処理手数料を納付するとき。 (5) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受け、障害の程度が1級又は2級と記載されている者が属し、かつ、市町村民税の非課税世帯が、指定収集袋の処理手数料を納付するとき。 (6) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障害の程度が1級と記載されている者が属し、かつ、市町村民税の非課税世帯が、指定収集袋の処理手数料を納付するとき。 (7) 神奈川県療育手帳制度実施要綱（昭和49年2月1日適用）に規定する療育手帳の交付を受け、障害の程度がA1又はA2と記載されている者が属し、かつ、市町村民税の非課税世帯が、指定収集袋の処理手数料を納付するとき。 (8) 災害等により損害を受けた者が、その災害により発生した条例別表第1に定める一般廃棄物の処理手数料を納付するとき。 (9) その他市長が特に必要と認めるとき。 2 条例第27条第2項の規定により手数料の免除を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料免除申請書（第23号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、前項第1号（指定収集袋の処理手数料に限る。）及び第2号から第8号までの規定の適用を受ける場合には、この限りでない。 3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、一般廃棄物処理手数料免除決定通知書（第24号様式）により、当該申請を行った者に通知するものとする。 4 第1項第1号から第7号までの規定による指定収集袋の処理手数料の免除は、免除事由に該当する者が属する世帯に対し、<u>別表第2に定める世帯人数の区分に応じ、それぞれ同表に定める燃やせるごみ及び燃やせないごみの容量に相当する量の指定収集袋の交付をもって行うものとする。</u> 5 前項の規定において、年度の途中に第1項第1号から第7号までのいずれかに該当した場合については、該当した日の属する月から当該月の属する年度末までの月数を12で除して得た値に前項に規定する指定収集袋の枚数を乗じて得た数（端数	(4) 海老名市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例（平成3年条例第34号）に規定する医療費助成を受けている者が属する世帯が、指定収集袋の処理手数料を納付するとき。 (5) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受け、障害の程度が1級又は2級と記載されている者が属し、かつ、市町村民税の非課税世帯が、指定収集袋の処理手数料を納付するとき。 (6) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障害の程度が1級と記載されている者が属し、かつ、市町村民税の非課税世帯が、指定収集袋の処理手数料を納付するとき。 (7) 神奈川県療育手帳制度実施要綱（昭和49年2月1日適用）に規定する療育手帳の交付を受け、障害の程度がA1又はA2と記載されている者が属し、かつ、市町村民税の非課税世帯が、指定収集袋の処理手数料を納付するとき。 (8) 災害等により損害を受けた者が、その災害により発生した条例別表第1に定める一般廃棄物の処理手数料を納付するとき。 (9) その他市長が特に必要と認めるとき。 2 条例第27条第2項の規定により手数料の免除を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料免除申請書（第23号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、前項第1号（指定収集袋の処理手数料に限る。）及び第2号から第8号までの規定の適用を受ける場合には、この限りでない。 3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、一般廃棄物処理手数料免除決定通知書（第24号様式）により、当該申請を行った者に通知するものとする。 4 第1項第1号から第7号までの規定による指定収集袋の処理手数料の免除は、免除事由に該当する者が属する世帯に対し、<u>指定収集袋の交付をもって行うこととし、世帯人数1人当たり1年度につき10リットル袋110枚に相当する量とする</u>。 5 前項の規定において、年度の途中に第1項第1号から第7号までのいずれかに該当した場合については、該当した日の属する月から当該月の属する年度末までの月数を12で除して得た値に前項に規定する指定収集袋の枚数を乗じて得た数（端数
--	---

があるときは、端数を切り上げた数) に相当する量の指定収集袋を交付することとする。

(集積所の設置等)

第22条 占有者等は、地域の状況に鑑み清潔の保持に困難が生じない範囲として、4戸以上の敷地を含む一団の区域において、集積所を設置するものとする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

2 集積所における占有者等を代表する者（以下「代表者」という。）は、集積所を設置し、又は変更しようとする場合は、当該集積所を利用する者（以下「利用者」という。）を集積所設置（変更）申込書（第26号様式）に記載し、市長に申し込むものとする。

第22条の2～第24条（略）

附則（略）

別表第1（第11条の3関係）
指定収集袋の処理手数料の額

指定収集袋の種類	容量	処理手数料の額
5リットル袋	容量5リットル相当	1袋当たり10円
10リットル袋	容量10リットル相当	1袋当たり20円
20リットル袋	容量20リットル相当	1袋当たり40円
40リットル袋	容量40リットル相当	1袋当たり80円

別表第2（第19条関係）
処理手数料の免除額に相当する指定収集袋の容量

--	--

があるときは、端数を切り上げた数) に相当する量の指定収集袋を交付することとする。

(集積所の設置)

第22条 占有者等は、集積所を設置し、又は変更しようとする場合は、地域の状況に鑑みおおむね20戸以上を一区域として、集積所の代表者（以下「代表者」という。）及び当該集積所を利用する者（以下「利用者」という。）を集積所設置（変更）申込書（第26号様式）に記載し、市長に申し込むものとする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

第22条の2～第24条（略）

附則（略）

別表（第11条の3関係）
指定収集袋の処理手数料の額

指定収集袋の種類	容量	処理手数料の額
5リットル袋	容量5リットル相当	1袋当たり10円
10リットル袋	容量10リットル相当	1袋当たり20円
20リットル袋	容量20リットル相当	1袋当たり40円
40リットル袋	容量40リットル相当	1袋当たり80円

世帯人数	容量（燃やせるごみ）	容量（燃やせないごみ）
1人	容量600リットル相当	容量25リットル相当
2人又は3人	容量1,200リットル相当	容量50リットル相当
4人以上	容量2,400リットル相当	容量100リットル相当

第1号様式(第4条関係)

一般廃棄物処理業許可申請書(収集・運搬)

年 月 日

海老名市長 殿

住 所

氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、一般廃棄物処理業の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

営業所の所在地及び名称	
取 扱 廃 棄 物 の 種 類	一般廃棄物（ごみ・浄化槽汚泥）
収 集 ・ 運 搬 の 別	収 集 ・ 運 搬
営 業 の 区 域	
車両・船舶・機材の種類及び数量	
従 業 員 の 数	
処 理 料 金	

（添付書類）

第1号様式(第4条関係)

一般廃棄物処理業許可申請書(収集・運搬)

年 月 日

海老名市長 殿

住 所

氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名) ㊤

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、一般廃棄物処理業の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

営業所の所在地及び名称	
取 扱 廃 棄 物 の 種 類	一般廃棄物（ごみ・浄化槽汚泥）
収 集 ・ 運 搬 の 別	収 集 ・ 運 搬
営 業 の 区 域	
車両・船舶・機材の種類及び数量	
従 業 員 の 数	
処 理 料 金	

（添付書類）

第2号様式(第4条関係)

一般廃棄物処理業許可申請書(処分業)

年 月 日

海老名市長 殿

住 所

氏 名
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の規定により、一般廃棄物処理業の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

営業所の所在地及び名称	
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物(ごみ・浄化槽汚泥)
処分の方法	
営業の区域	
車両・船舶・機材の種類及び数量	
処理施設の概要	
従業員の数	
処理料金	

(添付書類)

第2号様式(第4条関係)

一般廃棄物処理業許可申請書(処分業)

年 月 日

海老名市長 殿

住 所

氏 名
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の規定により、一般廃棄物処理業の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

営業所の所在地及び名称	
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物(ごみ・浄化槽汚泥)
処分の方法	
営業の区域	
車両・船舶・機材の種類及び数量	
処理施設の概要	
従業員の数	
処理料金	

(添付書類)

第3号様式(第4条関係)

浄化槽清掃業許可申請書

年 月 日

海老名市長 殿

住 所

氏 名
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名)

電話番号

浄化槽法第35条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

営業所の所在地及び名称	
事業の用に供する施設の概要	
従 業 員 の 数	

(添付書類)

第3号様式(第4条関係)

浄化槽清掃業許可申請書

年 月 日

海老名市長 殿

住 所

氏 名
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名)

電話番号

浄化槽法第35条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

営業所の所在地及び名称	
事業の用に供する施設の概要	
従 業 員 の 数	

(添付書類)

第4号様式(第4条関係)

一般廃棄物処理業許可事項変更申請書

年 月 日

海老名市長 殿

住 所

氏 名
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名)

電話番号

年 月 日海老名市指令第 号で受けた許可について、次のとおり変更したいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第1項の規定により申請します。

変 更 内 容	事 項	変 更 前	変 更 後
変更予定年月日	年 月 日		
変 更 理 由			

(添付書類)

- 1 許可証
- 2 申請書の添付書類に記載した事項を変更したときは、その書類

第4号様式(第4条関係)

一般廃棄物処理業許可事項変更申請書

年 月 日

海老名市長 殿

住 所

氏 名
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名)

電話番号

年 月 日海老名市指令第 号で受けた許可について、次のとおり変更したいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第1項の規定により申請します。

変 更 内 容	事 項	変 更 前	変 更 後
変更予定年月日	年 月 日		
変 更 理 由			

(添付書類)

- 1 許可証
- 2 申請書の添付書類に記載した事項を変更したときは、その書類

第5号様式(第4条関係)

許可事項変更届

年 月 日

海老名市長 殿

住所

氏名
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名)

電話番号

年 月 日海老名市指令第 号で受けた許可について、次のとおり変更したいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第3項又は浄化槽法第37条の規定により届け出ます。

変 更 内 容	事 項	変 更 前	変 更 後
変更予定年月日	年 月 日		
変 更 理 由			

(添付書類)

- 1 許可証
- 2 申請書の添付書類に記載した事項を変更したときは、その書類

第5号様式(第4条関係)

許可事項変更届

年 月 日

海老名市長 殿

住所

氏名
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名)

電話番号

年 月 日海老名市指令第 号で受けた許可について、次のとおり変更したいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第3項又は浄化槽法第37条の規定により届け出ます。

変 更 内 容	事 項	変 更 前	変 更 後
変更予定年月日	年 月 日		
変 更 理 由			

(添付書類)

- 1 許可証
- 2 申請書の添付書類に記載した事項を変更したときは、その書類

海老名市指令 号

住所

氏 名

営業所の所在地及び名称	
取扱廃棄物の種類	
収集・運搬の別	
営業の区域	
営業許可期間	
条 件	

年 月 日

海老名市長 印

(教 示)

(裏) 略

海老名市指令 号

一般廃棄物処理業許可証(収集、運搬)

住所

氏 名

営業所の所在地及び名称	
取扱廃棄物の種類	
収集・運搬の別	
営業の区域	
処理料金	
営業許可期間	
条件	

年 月 日

海老名市長

(教 示)

(裏) 略

第9号様式(第7条関係)

許可証再交付申請書

年 月 日

海老名市長 殿

住所

氏名
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名)

電話番号

許可証を亡失(き損・汚損)したので、海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する規則第7条第2項の規定により、次のとおり許可証の再交付を申請します。

許可年月日及び番号

年 月 日 海老名市指令第 号

(添付書類)
き損し、又は汚損した場合にあつては、き損し、又は汚損した許可証

第9号様式(第7条関係)

許可証再交付申請書

年 月 日

海老名市長 殿

住所

氏名
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名)

電話番号

許可証を亡失(き損・汚損)したので、海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する規則第7条第2項の規定により、次のとおり許可証の再交付を申請します。

許可年月日及び番号

年 月 日 海老名市指令第 号

(添付書類)
き損し、又は汚損した場合にあつては、き損し、又は汚損した許可証

第10号様式(第8条関係)

一般廃棄物処理業事業廃止(一部廃止)届

年 月 日

海老名市長 殿

住 所

氏 名
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名)

電話番号

年 月 日海老名市指令第 号で許可を受けた一般廃棄物処理業を
廃止(一部廃止)したいので、海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する規
則第8条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

廃止(一部廃止)する取扱廃棄物の種類	一般廃棄物(ごみ・浄化槽汚泥)
収集・運搬及び処分の別	
営業の区域	
廃止(一部廃止)年月日	年 月 日
廃止(一部廃止)する理由	
その他の	

(添付書類)
許可証

第10号様式(第8条関係)

一般廃棄物処理業事業廃止(一部廃止)届

年 月 日

海老名市長 殿

住 所

氏 名
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名)

電話番号

年 月 日海老名市指令第 号で許可を受けた一般廃棄物処理業を
廃止(一部廃止)したいので、海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する規
則第8条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

廃止(一部廃止)する取扱廃棄物の種類	一般廃棄物(ごみ・浄化槽汚泥)
収集・運搬及び処分の別	
営業の区域	
廃止(一部廃止)年月日	年 月 日
廃止(一部廃止)する理由	
その他の	

(添付書類)
許可証

第11号様式(第8条関係)

浄化槽清掃業廃止届

年 月 日

海老名市長 殿

住 所

氏 名
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名)

電話番号

年 月 日海老名市指令第 号で許可を受けた浄化槽清掃業を廃止
したいので、海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する規則第8条第2項の
規定により、次のとおり届け出ます。

浄化槽清掃事業者の住所及び氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名)	
廃 止 年 月 日	年 月 日
廃 止 す る 理 由	
そ の 他	

(添付書類)
許可証

第11号様式(第8条関係)

浄化槽清掃業廃止届

年 月 日

海老名市長 殿

住 所

氏 名
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名) ㊤

電話番号

年 月 日海老名市指令第 号で許可を受けた浄化槽清掃業を廃止
したいので、海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する規則第8条第2項の
規定により、次のとおり届け出ます。

浄化槽清掃事業者の住所及び氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名)	
廃 止 年 月 日	年 月 日
廃 止 す る 理 由	
そ の 他	

(添付書類)
許可証

第12号様式(第8条関係)

一般廃棄物処理業事業休止(一部休止)届

年 月 日

海老名市長 殿

住 所

氏 名
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名)

電話番号

年 月 日海老名市指令第 号で許可を受けた一般廃棄物処理業を
休止(一部休止)したいので、海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する規
則第8条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

休止(一部休止)する取扱廃棄物の種類	一般廃棄物(ごみ・浄化槽汚泥)
収集・運搬及び処分の別	
営業の区域	
休止(一部休止)年月日	年 月 日から 年 月 日まで
休止(一部休止)する理由	
その他の	

(添付書類)
許可証

第12号様式(第8条関係)

一般廃棄物処理業事業休止(一部休止)届

年 月 日

海老名市長 殿

住 所

氏 名
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名)

電話番号

年 月 日海老名市指令第 号で許可を受けた一般廃棄物処理業を
休止(一部休止)したいので、海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する規
則第8条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

休止(一部休止)する取扱廃棄物の種類	一般廃棄物(ごみ・浄化槽汚泥)
収集・運搬及び処分の別	
営業の区域	
休止(一部休止)年月日	年 月 日から 年 月 日まで
休止(一部休止)する理由	
その他の	

(添付書類)
許可証

第18号様式(第12条関係)

搬入承認申請書(一般廃棄物・産業廃棄物)

年 月 日

海老名市長 殿

住 所

氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、)
名称、代表者の氏名

電話番号

海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する規則第12条第1項の規定により、
一般廃棄物(産業廃棄物)を搬入したいので、次のとおり申請します。

廃棄物の発生場所	
廃棄物の発生理由	
廃棄物の種類	
廃棄物の排出量	日 kg 月 t
廃棄物の搬入量	日 kg (搬入回数1日当り 回)
廃棄物の搬入方法	
搬入先施設の名称	
搬入年月日	年 月 日から 年 月 日まで 時 分
搬入車両	
処理手数料	☐ 有料 円/kg ☐ 無料
備考	

第18号様式(第12条関係)

搬入承認申請書(一般廃棄物・産業廃棄物)

年 月 日

海老名市長 殿

住 所

氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、)
名称、代表者の氏名

電話番号

海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する規則第12条第1項の規定により、
一般廃棄物(産業廃棄物)を搬入したいので、次のとおり申請します。

廃棄物の発生場所	
廃棄物の発生理由	
廃棄物の種類	
廃棄物の排出量	日 kg 月 t
廃棄物の搬入量	日 kg (搬入回数1日当り 回)
廃棄物の搬入方法	
搬入先施設の名称	
搬入年月日	年 月 日から 年 月 日まで 時 分
搬入車両	
処理手数料	☐ 有料 円/kg ☐ 無料
備考	

附 則

この規則中、第18条第1項第3号の改正規定は令和7年2月1日から、第19条第4項の改正規定、第22条の改正規定及び別表を別表第1とし、同表の次に1表を加える改正規定は同年4月1日から、その他の規定は公布の日から施行する。

集積所の設置に関わる下限戸数の設置について（報告）

集積所の設置については、地域の状況に鑑みおおむね 20 戸以上を一区域として設置するものとしておりますが、集積所については地域や集積所の状況を考慮し設置することが求められるため、これまで下限戸数を 4 戸として集積所を設置できるよう対応を進めてまいりました。

市民の皆さまのごみに関する意識の向上とともに、引き続き、こうした運用が求められるため、今般、規則により明文化し、今後も、市民の皆さまが衛生的で豊かな環境で暮らせるよう、取り組みを進めてまいります。

1 関係例規

海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する規則第 22 条

2 規則改正による対応

（1）新たな下限戸数の設置（4 戸～）

利用者間における集積所の維持管理のしやすさや収集効率を考慮したうえで、現状に適した新たな基準を設ける。

（2）維持管理を支援

利用しやすい範囲で集積所を設置することで、ごみ出しや輪番制の導入がしやすくなり、利用者間における維持管理の負担軽減につながる。

（3）集積所の分散化に対応

大規模集積所を分散化することで、利用者間における維持管理がしやすくなるほか、ルール違反ごみの放置や不法投棄の防止につながる。

3 公布日

令和 6 年 11 月 19 日

4 施行日

令和 7 年 4 月 1 日

海老名市土地の埋立て等の規制に関する条例等の廃止について

1 概要

令和3年7月、熱海市において大雨による大規模な土石流が発生した事故を受け、全国的に盛土・切土の規制を求める声が高まり、令和5年5月に盛土規制法（宅地造成および特定盛土等規制法）が施行された。

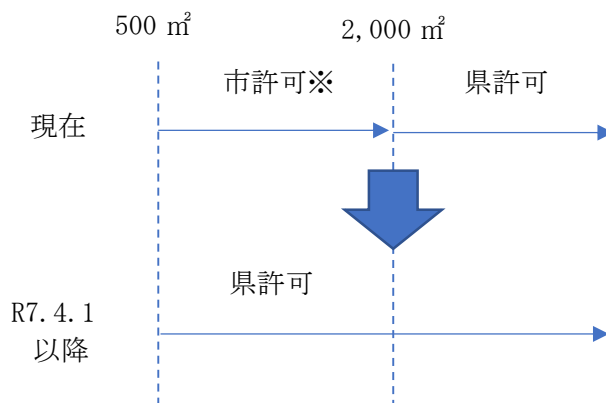
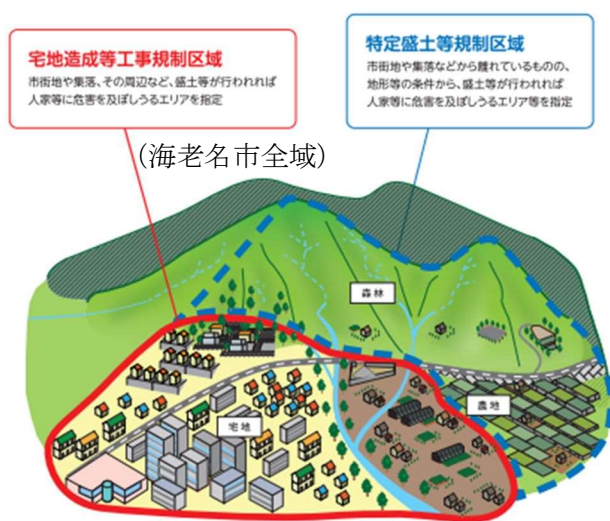
これに伴って、神奈川県が同法に基づく規制に関する区域指定を行い、海老名市内における500㎡以上の土地の埋め立て等については、神奈川県の許可が必要となる見込みとなった。

県による区域指定が令和7年4月1日予定となったことから、市条例と県条例の許可範囲が重複することになるため、当市条例の廃止を行う。



（静岡県熱海市 死者28名、住宅倒壊96棟）

2 規制の概要



3 条例廃止予定日

令和7年4月1日（予定）

4 スケジュール

- ・ 令和6年10月22日 最高経営会議
- ・ 令和6年12月 議会（第4回定例会）
- ・ 令和6年12月2日 廃止条例公布
- ・ 令和7年4月1日 廃止条例施行

